

2024 年 9 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社日水コン
代表者名 代表取締役社長 間山 一典
(コード番号：261A 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員 コーポレート本部
副本部長 (兼) 経営企画部長 梶 道夫
(TEL. 03-5323-6200)

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2024 年 9 月 9 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 5,245,300 株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 東京都千代田区大手町二丁目2番2号
野村キャピタル・パートナーズ第一号投資
事業有限責任組合 5,245,300 株 |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社及び岡三証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する引受価額は売出価格と同時に決定される。 |
| (4) 売 出 価 格 | 未定(売出価格の決定にあたり、2024 年 9 月 25 日(水)から 2024 年 10 月 1 日(火)までの間のいずれかの日に仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(注)に決定する。) |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格決定日の翌営業日から売出価格決定日の 4 営業日後の日まで |
| (注) | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 2024 年 10 月 16 日(水)から 2024 年 10 月 22 日(火)までの間のいずれかの日 |
| (注) | |
| (8) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして一般向け売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。 |

ご注意：

この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(9) 前記各項を除くほか、この株式売出しに関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。

(10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

(注) 申込期間は、2024年10月4日(金)から2024年10月10日(木)までの間のいずれかの売出価格決定日の翌営業日から4営業日の間、株式受渡期日は申込期間最終日の3営業日後の予定である。

具体的には売出価格決定日に応じて、以下のとおりとなる。

	売出価格決定日	申込期間	株式受渡期日
①	2024年10月4日(金)	自2024年10月7日(月) 至2024年10月10日(木)	2024年10月16日(水)
②	2024年10月7日(月)	自2024年10月8日(火) 至2024年10月11日(金)	2024年10月17日(木)
③	2024年10月8日(火)	自2024年10月9日(水) 至2024年10月15日(火)	2024年10月18日(金)
④	2024年10月9日(水)	自2024年10月10日(木) 至2024年10月16日(水)	2024年10月21日(月)
⑤	2024年10月10日(木)	自2024年10月11日(金) 至2024年10月17日(木)	2024年10月22日(火)

2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

(1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 786,700株(上限)

(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日に決定される。)

(2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
野村證券株式会社 786,700株(上限)

(3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。

(4) 売 出 価 格 未定(上記1.における売出価格と同一となる。)

(5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。

(6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。

(7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。

(8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.に記載の引受人の買取引受による株式売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止される。

ご注意：

この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 親引けの件

上記1. の引受人の買取引受による株式売出しに当たり、当社は引受人に対し、上記1. の引受人の買取引受による株式売出しに係る売出株式数の一部を、当社が指定する販売先（親引け先）に販売することを要請する予定であります。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・販売目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	販売目的
株式会社栗本鐵工所	取得金額 1,100,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	事業シナジーの創出を目的とした関係構築のため
石垣メンテナンス株式会社	取得金額 500,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	事業シナジーの創出を目的とした関係構築のため
ヒノデホールディングス株式会社	取得金額 100,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	事業シナジーの創出を目的とした関係構築のため
管清工業株式会社	取得金額 50,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	事業シナジーの創出を目的とした関係構築のため
日水コン従業員持株会	取得金額 45,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	福利厚生のため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

以 上

ご注意：

この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 株式売出しの概要

(1) 売出株式数

普通株式	引受人の買取引受による売出し	5,245,300 株
	オーバーアロットメントによる売出し	786,700 株

(※)

- (2) 仮条件決定日及び 仮条件決定日は、2024年9月25日（水）から
需 要 の 申 告 期 間 2024年10月1日（火）までの間のいずれかの日を予定しており、
仮条件決定日に需要の申告期間を決定する。
- (3) 売 出 価 格 決 定 日 未定（売出価格の決定にあたり、2024年9月25日（水）から2024
年10月1日（火）までの間のいずれかの日に仮条件を提示し、当
該仮条件における需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日に
決定する。）
- (4) 申 込 期 間 売出価格決定日の翌営業日から
(注) 売出価格決定日の4営業日後の日まで
- (5) 株 式 受 渡 期 日 2024年10月16日（水）から2024年10月22日（火）までの間の
(注) いずれかの日

(注) 申込期間、株式受渡期日は上記1. の引受人の買取引受による株式売出しの（注）の通り売出価格決定日
に応じて変動する場合があります。

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況
を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる
売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合
があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売
出しのために、野村證券株式会社が当社株主である野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責
任組合（以下「貸株人」という。）から借入れる株式であります。これに関連して、野村證券株式社は、
オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取
得する権利（以下「グリーンシュエアオプション」という。）を付与される予定であります。

また、野村證券株式社は、以下の期間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）に、貸株人
から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出し
に係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」
という。）を行う場合があります。

- ① 売出価格決定日が2024年10月4日（金）の場合は、「自2024年10月16日（水）至2024年11月
6日（水）」
- ② 売出価格決定日が2024年10月7日（月）の場合は、「自2024年10月17日（木）至2024年11月
6日（水）」
- ③ 売出価格決定日が2024年10月8日（火）の場合は、「自2024年10月18日（金）至2024年11月
12日（火）」
- ④ 売出価格決定日が2024年10月9日（水）の場合は、「自2024年10月21日（月）至2024年11月
13日（水）」
- ⑤ 売出価格決定日が2024年10月10日（木）の場合は、「自2024年10月22日（火）至2024年11
月13日（水）」

野村證券株式社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数について
は、上記グリーンシュエアオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内
においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に
至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：

この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資
を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧ください。投資
家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

連結配当性向 50%程度を目安に安定的な配当を目指します。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年 2 回を基本的な方針としており、会社法第 459 条第 1 項各号に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆様利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置付けております。成長投資と財務基盤の維持のバランスに配慮しつつ、安定的な配当を継続しつつ、自己株式取得も機動的に実施していきます。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、企業買収、優秀な人材の獲得、成長分野への有効的な投資及び財務体質の強化等に有効に活用し、継続的な成長を堅持していく所存です。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後も各事業年度の利益及び財務基盤を勘案し、安定的に株主への利益還元を実施していく方針ではありますが、利益配分の具体的増加策については今後検討していく方針であります。

(4) 過去の 3 決算期間の配当状況

	2021 年 12 月期	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期
1 株当たり当期純利益	85,613.86 円	54.13 円	93.79 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	1,500 円 (－)	1,500 円 (－)	100,000 円 (－)
実績配当性向	1.8%	1.4%	53.3%
自己資本当期純利益率	6.04%	8.19%	9.16%
純資産配当率	0.1%	0.1%	4.9%

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。
3. 当社は、2024 年 4 月 1 日付で株式 1 株につき 2,000 株の株式分割を行っておりますが、2022 年 12 月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1 株当たり当期純利益を算定しております。
4. 上記 3. の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）』の作成上の留意点について」（平成 24 年 8 月 21 日付東証上審第 133 号）に基づき、2021 年 12 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2021 年 12 月期の数値（1 株当たり配当額については全ての数値）については、PwC Japan 有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2021 年 12 月期	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期
1 株当たり当期純利益	42.81 円	54.13 円	93.79 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	0.75 円 (－)	0.75 円 (－)	50.00 円 (－)

ご注意：

この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. ロックアップについて

上記1. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合並びに当社株主である株式会社クボタ、一般財団法人水・地域イノベーション財団、伊藤忠商事株式会社、四戸 泉、北村 昌之及び佐久間 麻弥は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、上記1. の引受人の買取引受による株式売出し、上記2. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

4. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）「2. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

ご注意：

この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。